

●認定農業者等に対する主な支援措置（事業）一覧

○本表は認定農業者等の農業経営改善計画等の達成に向けて活用できる事業メニューの概要を掲載しております。

R5.4.1時点

1 施設・機械整備事業

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率（額）
強い農業づくり総合支援交付金	産地競争力の強化	産地競争力の強化、高品質農畜産物の供給体制の確立を図るための施設の導入を支援。	受益農業従事者5人以上の団体農業生産法人 等	・当該実施要綱等で定める品目別面積要件等あり。	1／2以内
産地生産基盤パワーアップ事業		意欲ある農業者等が高収益を作物・栽培体系への転換を図るため、農業機械のリース導入や、施設整備及び資材導入等に対する支援	地域農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業団体 等	以下のいずれかの目標の実現が見込まれること ・生産コストの10％以上の削減 ・販売額の10％以上の増加	・施設整備1／2以内 ・機械リース：本体価格の1/2以内
農地利用効率化等支援交付金	融資主体支援タイプ	「地域計画」、「実質化された人・農地プラン」等により地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設等の導入を行おうとする農業経営体に対して支援	地域計画のうち目標地図に位置づけられた者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体 等	・農協、日本政策金融公庫等の対象金融機関から融資を受けて機械等の導入を行うこと ・個々の事業内容について、単年度で完了すること ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること ・耐用年数がおおむね5年以上20年以下の機械等であること ・運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外容易に供されるような汎用性の高いものでないこと	下記のうち一番低い額（助成金額上限300万円） ①事業費×3／10 ②融資額 ③事業費-融資額-地方公共団体等による助成額
ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業(県単)	儲かる姿実践対策	農業所得1,000万円に向けた経営拡大等に必要な施設整備を支援。	農業所得1,000万円以上が可能となる経営規模の確保を目指す経営体	・常時雇用の増加、新規就農者等の研修受入が必要等（農業用機械は対象外）	1／3以内
	認定農業者応援型	認定農業者の経営改善計画、認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な施設等整備を支援	認定農業者等の組織する3戸以上の団体等	・園芸ハウスは概ね3,000㎡以上 等	2／5以内 （農業用機械は1/3以内）
	後継者応援型	農業後継者、または農業後継者で組織する団体が就農等に必要な施設等整備を支援	農業後継者、または農業後継者で組織する団体	・50歳未満の農業後継者で、経営改善計画を経営主と共同申請していること ・園芸ハウスは1戸の場合は概ね1,000㎡以上、2戸以上の場合は概ね2,000㎡以上（1戸で取組む場合は農業用機械は対象外）等	2／5以内 （農業用機械は1/3以内）
	認定新規就農者応援型	認定新規就農者、または認定新規就農者で組織する団体が就農等に必要な施設等整備を支援	認定新規就農者、または認定新規就農者の組織する団体	・園芸ハウスは1戸の場合概ね1,000㎡以上、2戸以上の場合は概ね2,000㎡以上（1戸で取組む場合は農業用機械は対象外） ・農家子弟の場合は親等と経営を別にしていること 等	1／2以内 （農業用機械は1/3以内）

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)
ながさき農業デジタル化促進事業	1. データ駆動型技術導入支援事業	(1) 施設データ駆動型技術導入支援事業 ハウス環境の見える化と最適化に必要な必須機器及び任意機器に限る環境制御機器の導入に係る経費を補助 【必須機器】①環境測定機器 ②炭酸ガス発生装置 ③ガス濃度コントローラー ④局所施用装置 【任意機器】⑤自動換気装置 ⑥自動灌水装置 ⑦温湿度制御機器(細霧冷房装置(ミスト機)、ヒートポンプ) ⑧高設栽培システム 対象品目 いちご、トマト、ミニトマト、きゅうり、かんきつ、きく(ヒートポンプ対象)、カーネーション、バラ、草花、なす、アスパラガス、洋ラン (2) 露地園芸スマート化事業 クラウド型マルドリコントローラー 対象品目 みかん	農業者が組織する団体(3戸以上)	- 産地計画書を策定した産地内での取組であること - 受益面積は、概ね30a以上 - 受益範囲は、同一品目同一産地内、花きは複数の産地で取組可 等 対象品目によって、別途採択基準あり	補助対象事業費の1/3以内 補助金上限額 2,000万円
	2. 遠隔・自動化技術導入支援事業	(1) 園芸遠隔・自動化技術導入支援事業 自動換気装置、自動灌水装置、生育ライブカメラ、直進アシストシステム、ラジコン草刈機 対象品目 県が定める品目に限る (2) 水田遠隔・自動化技術導入支援事業 可変型施肥田植え機、水田水管理システム、直進アシストシステム、ラジコン草刈機 対象品目 ながさき水田農業産地計画において生産目標を設定した品目に限る	農業者が組織する団体(3戸以上)	- 産地計画書を策定した産地内での取組であること - 受益面積は、概ね30a以上 - 受益範囲は、同一品目同一産地内、花きは複数の産地で取組可 等 対象品目によって、別途採択基準あり	補助対象事業費の1/3以内 補助金上限額 2,000万円
ながさき産地基盤整備・強靱化事業		産地基盤強靱化事業 (1) ハウスの強靱化 法定耐用年数を経過し、建設から32年以内の園芸ハウスの骨組みとなる基礎、鉄骨、パイプ、水平ばり、谷柱等の補強(補修に伴い実施する、部材や付帯設備等の補修・交換を含む)に要する経費を補助 (2) 遊休ハウスの移転 遊休ハウスの移転に係る経費(対象施設の解体費、建方費、一部交換部品代、補強、運賃)を補助	農業者が組織する団体(3戸以上)	- 受益面積は、概ね30a以上 - 受益範囲は、同一品目同一産地内、花きは複数の産地で取組可 - ハウスの強靱化は、事業実施後8年以上継続利用など対象品目によって、別途採択基準あり	補助対象事業費の1/3以内 補助金上限額 2,000万円

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)
島原半島良質堆肥広域流通促進事業(県)		良質堆肥を島原半島外に搬出する取り組みを支援するもので、堆肥調整保管庫、堆肥運搬車など滞留堆肥解消のための施設や機械が対象であり、処理施設は対象外。	農業者の組織する法人・団体 (受益農家3戸以上)	・島原半島内で生産された堆肥の半島外への年間搬出量を700t/年以上増加させること等	1/2以内
家畜導入事業 (県)	増頭タイプ	肉用繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、農協等が肉用優良繁殖雌牛の貸付等を行う場合、経費の一部を助成する。	農協等	本牛の産肉能力(脂肪交雑育種価が上位1/4以上等)又は県有種雄牛産子で繁殖能力が高い牛であること等	1/3以内、100千円上限 ※上限額は一般導入の場合 一貫生産120千円 金太郎3娘110千円
	維持タイプ			父牛の産肉能力(脂肪交雑育種価が上位1/4以上等)又は県有種雄牛産子で繁殖能力が高い牛であること等	1/3以内、50千円上限 ※上限額は一般導入の場合 金太郎3娘60千円
長崎和牛肥育素牛導入事業(県)		増頭による規模拡大を行う農業者の肥育素牛導入に係る経費の一部を助成する。	農協等	畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体等であること等	定額50千円/頭
肥育経営資金改善緊急支援事業(県)		近代化資金知事特認自己負担等融資に係る利子の一部を補給。	金融機関	農業近代化資金(知事特認)利子補給承認を得ていること等	利子補給率 最大1.35%
長崎県畜産クラスター構築事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:国)	施設整備事業	畜産経営の収益力を向上させるため、飼養管理施設等(畜舎、堆肥舎、資料関連施設の補改修及び家畜導入)の整備が行われる場合の経費を助成する	畜産クラスター協議会	・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体であること ・地域の平均飼養頭数以上への規模拡大を図ること等	1/2以内
	機械導入事業	畜産経営の生産性向上、経営高度化等に資する機械等を導入する場合の経費を助成する	畜産クラスター協議会	・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体や認定農業者等であること。	

2 融資事業

制度名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等
農業近代化資金	機械・施設等の改良、造成、取得等の農業経営の近代化を図るための資金を融通。	認定農業者 等	償還期間：借入資金による 貸付限度額：1,800万円（個人）、2億円（法人） ※認定農業者特例制度（利子補給）の限度額は、 1,800万円（個人）、2億円（法人） 融資率：100%（認定農業者）※その他は80%
スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	認定農業者の農業経営改善計画達成のために必要な長期資金を融通。	認定農業者	償還期間：25年以内 貸付限度額：3億円（個人） 10億円（法人） 融資率：100%
農業経営負担軽減支援資金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換えに必要な資金を融資。	農業者	償還期間：10年以内 貸付限度額：経営改善計画に定める額

※新型コロナウイルス・物価高騰等緊急対応策（資金繰り支援対策）

制度名	概要	支援の内容
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、貸付限度額の引上げ、実質無利子化、実質無担保等で必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資。 新型コロナウイルス感染症や物価高騰により収益が悪化した方は、貸付限度額の特例措置により、右記の貸付限度額で融資。	償還期間：借入資金による 貸付限度額：年間経費又は粗収益(いずれか低い方)の12/12に相当する額 簿記記帳を行っていない方は、1,200万円以内 ※新型コロナウイルスの影響を受けた方が、さらに原油価格・物価高騰等の影響を受けた場合は、上記貸付限度額の【12/12】は【18/12】、【1,200万円】は【1,800万円】となります。

3 農地対策関係

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)
農地中間管理事業	農地中間管理機構(農業振興公社)が規模縮小農家等から農地を借入れ、規模拡大農家等に貸付を行う事業	認定農業者 等		
水利施設等保全高度化事業 (畑)	畑が過半(整備後)とする一定地域について、区画整理事業、農業用排水施設整備事業等を行う事業	農業者が組織する団体等	・10ha以上(整備後の面積) ・担い手への農地利用集積率50%以上	国:55% 県:27.5% 市:10.0% 農家:7.5% ※国が示すガイドラインの数値
農業競争力強化農地整備事業 (水田)	水田が過半(整備後)とする一定地域について、区画整理事業、農業用排水施設整備事業等を行う事業	農業者が組織する団体等	・10ha以上(整備後の面積) ・担い手への農地利用集積率50%以上	国:55% 県:27.5% 市:10.0% 農家:7.5% ※国が示すガイドラインの数値
農地中間管理機構関連農地整備事業 (畑・水田)	大字単位又は営農上の一体性があると判断される範囲について、主に区画整理事業を行う事業	農業者が組織する団体等	・5ha以上(整備後の面積) ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化 ・事業対象農地全てに農地中間管理権が15年以上設定されていること ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上等	国:62.5% 県:27.5% 市:10.0% 農家:—

4 経営安定対策

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	交付単価 等
経営所得安定対策 (国)	畑作物の直接支払交付金	販売目的で対象作物を生産する認定農業者・集落営農・認定新規就農者	(1)数量払(平均交付単価) 小麦 5,930円/60kg、二条大麦 5,810円/50kg、はだか麦 8,630円/60kg、大豆 9,430円/60kg等 (2)面積払(営農継続支払) 2.0万円/10a ※そばについては1.3万円/10a
	水田活用の直接支払交付金 (戦略作物助成)	販売目的で対象作物を生産する農業者・集落営農	麦、大豆、飼料作物 3.5万円/10a WCS用稲 8.0万円/10a 加工用米 2.0万円/10a 飼料用米、米粉用米 収量に応じ5.5~10.5万円/10a
	水田活用の直接支払交付金 (畑地化促進助成)	農業再生協議会が認めるおおむね団地化された畑地を形成し、取組後5年間、販売目的で作物(米以外)を生産する農業者	(1)畑地化支援(取組み年度限り) 野菜 17.5万円/10a、飼料作物 14万円/10a (2)営農定着促進支援 2.0万円/10a×5年間

5 その他

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)
農業者年金(政策支援)	一定の要件を満たす認定農業者には、月額最高1万円の保険料の国庫補助を行う。(支援の期間は最大20年間で、ただし35歳以上は10年が上限)	認定農業者(認定新規就農者)	・60歳までに保険料納付金が20年以上見込まれること。 ・農業所得が900万円以下であること。 ・認定農業者(認定新規就農者)で青色申告であること。 ・政策支援分を年金(特例付加年金)として受け取るためには、将来、後継者又は第三者に「経営継承」することが必要。	通常保険料の下限額との差額(4千円～1万円)を補助
環境保全型農業直接支払交付金(国)	化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援する。	販売を目的として生産を行う農業者の組織する団体	・国際水準GAPに取り組むこと ・支援対象となる取組要件あり。	800～12,000円/10a (国1/2、県1/4、市町1/4)
新規就農者育成総合対策(経営開始資金)	新たに独立自営就農を始める50歳未満の青年農業者へ、経営が不安定な就農直後の所得を確保するため支援を行う。	認定新規就農者	・独立・自営就農であること ・独立・自営就農5年度には農業で生計が成り立つ実現可能な青年等就農計画等であること ・農家の子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うと認められること等	年間150万円 最長3年間継続交付
新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)	新たに独立自営就農を始める50歳未満の青年農業者へ、経営開始に係る初期投資を支援する。	認定新規就農者	・独立・自営就農であること ・独立・自営就農5年度には農業で生計が成り立つ実現可能な青年等就農計画等であること ・経営継承する場合は、その経営体の所得10%増加又は生産コスト10%減少等	補助対象事業費1,000万円以内 (経営開始資金対象者は500万円以内) 県 1/4以内 国 県の2倍 (1/2以内)

6 島原市の単独事業

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)
農業後継者就農奨励金支給制度		本市において農業経営を行っている、親等の後を継ぐ農業後継者として新たに農業に従事する者に対し、就農意欲の向上と本市農業発展の中核者育成のため、奨励金を支給する	農業後継者	本市に住所を有し、就農時の属する年度当初において満40歳未満の者で、将来にわたり専業(従事日数概ね250日/年以上)として農業経営を行っていく者	就農後1年経過後5万円 就農後3年経過後10万円
畜産環境衛生保全事業		ハエ及び蚊等の衛生害虫駆除や各種疾病の原因となる細菌の撲滅を図り、安定的な経営を継続するため、殺虫・殺菌・消臭剤購入費の1/3以内を補助	島原市畜産環境衛生保全推進協議会		1/3以内
家畜自衛防疫事業		豚丹毒や鶏のニューカッスル病を予防するためのワクチン接種費の20%以内を補助	島原市養鶏協会 島原市養豚防疫協議会 有明豚自衛防疫協議会		20%以内
島原市肉用牛導入支援事業	繁殖雌牛導入タイプ	繁殖雌牛を導入する場合の経費の一部を助成する。	農業者	①(社)全国和牛登録協会の黒毛和種登録規定による登録牛であること ②導入時の月齢が6カ月以上18カ月未満のもの ③母牛が登録点数81.0以上を得点したもの ④導入頭数は、1農家当たり年間2頭まで ⑤導入家畜の飼養期間は、5年以上	繁殖雌牛30千円以内/頭
	肥育素牛導入タイプ	肥育素牛を導入する場合の経費の一部を助成する。	農業者	①県内の家畜市場で取引された肥育素牛(黒毛和種)であること ②導入時の月齢が6カ月以上12カ月未満のもの ③出荷時の枝肉情報を提供すること ④導入頭数は、1農家当たり年間10頭まで	肥育素牛13千円以内/頭

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)
地域農業活性化支援事業	農業用機械・施設等導入型	経営改善に必要な機械等を整備し、農業経営の安定化を図る事業に対して補助。	認定農業者(3戸以上)又は新規就農者(2戸以上)で組織する団体	農業振興地域外に圃場を有する者	30%以内
	スマート農業推進型	スマート農業用機械の導入を補助 (農業用ドローン、トラクター自動操縦装置 等)	認定農業者(3戸以上)又は新規就農者(2戸以上)で組織する団体	応募多数の場合、審査	30%以内
	スマート農業オペレーター育成事業	スマート農業用機械の操縦技術の習得にかかる経費を補助	認定農業者又は新規就農者	①操縦技術習得のための受講料が対象 (交通費、宿泊費は除く) ②同一機種あたり1回/人限り	1/2以内
市単独土地改良補助事業	農道の新規建設、拡幅改良	農道の新規建設、拡幅改良や老朽溜池の整備等で受益者施工に対し、市で補助します	農業者	① 施工延長が100m以上であること ② 農道幅員が3m以上であること ③ 受益面積が1ha以上であること ④ 受益戸数が3戸以上であること	起終点が既設の道路(幅員3m以上)に接続する農道(80%) 行き止まりの農道(60%)
	老朽溜池整備事業		農業者	国・県の補助に該当しないもので、老朽化した農業溜池を補強改修して決壊を未然に防止する事業及び浚渫事業	80%
原材料の支給事業		農道舗装用の生コンクリート、農業用排水路の改修に必要なU字溝、管類等	農業者	① 農道の舗装は公図上にある農道、林道で、舗装の必要性が高いこと ② 用排水路の漏水対策で公図上にある農業用排水路で自然排水路の改良の必要性が高いこと ③ 受益戸数が2戸以上であること ④ 受益者で施工できること	事業量に見合う原材料費
市農業振興特別対策事業		生産施設の畑地かんがい施設、及び共同防除施設等の補修	原則として国・県の補助事業で実施した営農集団		補修にかかる資材費の30%以内